

豊川市自動運転社会実装推進事業業務委託仕様書

第1条（適用）

本仕様書は、豊川市（以下、「発注者」という。）が委託して実施する「豊川市自動運転社会実装推進事業業務委託」（以下、「本業務」という。）について適用し、受託者は本仕様書並びに契約書、関係法令に基づき本業務を実施すること。

第2条（目的）

本業務は、路線バスの運転手不足など公共交通の課題解決を図るために、自動運転バスの社会実装を目指すものであり、自動運転車両の運行準備及び運行を行い、自動運転導入に係る実証調査を行うものである。

第3条（業務概要）

(1) 業務名

豊川市自動運転社会実装推進事業業務委託

(2) 業務場所

豊川市全域

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年2月20日まで

第4条（業務内容）

本業務の内容については、以下のとおりとする。

1. 自動運転車両の運行準備

(1) 自動運転車両の調達

受託者は、自動運転社会実装推進事業のため、次に掲げる事項をすべて満たす自動運転車両を1台調達すること。

ア 走行中に自動運転と手動運転を切り替えることが可能な自動運転システムを備えた電気自動車であること

イ 自動運転レベル2以上かつ運行ルート of 制限速度に近い速度での走行が可能であり、かつ将来的に車両整備等により自動運転レベル4での走行が可能であること

ウ 空調設備が完備されていること

エ 乗車定員は立ち席を除き15人程度とすること（運転手等含む）

オ 以下と同等以上の機能を持つ機器等が搭載されていること

- ・車両に搭載したカメラによる車両内外の遠隔監視
- ・緊急時における車内と遠隔監視員の通話
- ・緊急時の発進や停車等の車両の遠隔制御
- ・走行中の車両の速度や位置等のリアルタイム情報の遠隔把握

カ 自動運転車両の保管場所は発注者と受託者の協議により決定すること

キ 車両事故等に備え、準備開始から実証実験終了までの期間中、損害賠償保険（対人、対物、人身傷害、施設賠償、生産物賠償（施設・建物等））に加入すること

ク 充電は、市内に設置されている急速充電設備を用いて運行終了後の夜間に行うこと。ただし、充電に係る電気料金は受託者負担とする。

ケ 自動運転車両に、ラッピング等の装飾を施すこと。ただし、車両のラッピング等に係る費用は受託者負担とする。

コ 事業の継続性を高めるため、運賃以外の本業務の事業経費を賄う方法を検討し、発注者に提案すること。

(2) 関係機関等協議

受託者は、自動運転車両の運行にあたり、関係機関との協議並びに必要な申請を行うこと。

ア 関係機関との協議等

発注者が行う公安委員会や道路管理者との協議及び調整に協力し、自動運転車両の運行に支障が生じないようにすること。

イ 関係事業者との協議等

発注者が行う路線及び停留所の位置が競合する交通事業者との協議及び調整に協力し、自動運転車両の運行に支障が生じないようにすること。

ウ 地域コミッティ関係事業者との協議等

レベル4自動運転移動サービスの関係許認可取得に向けた協議及び調整を行うため設置するレベル4モビリティ・地域コミッティの運営支援と会議に必要な報告書等を作成すること

※ア～ウに係る関係機関との協議に際し発生する全ての経費については、原則、受託者の負担とする。

(3) 走行設定等

受託者は、自動運転車両の走行を実施するために必要な事前調査等を行い、走行ルートを設定し、運行が可能な状態とすること。

ア 電波測定

走行ルート上における電波の受信感度を確認すること

イ 現地調査

自動運転車両の走行にあたり、走行ルート上の必要情報を収集すること。

ウ 業務実施体制の構築

運行の実施に必要な技術者の配置、システムの導入や遠隔監視などの実施体制を構築すること。

エ その他

必要に応じ、高精度3Dマップなどを作成し、走行ルートを設定すること。

2. 自動運転車両の運行

(1) 運行計画

受託者は、次に掲げる内容で自動運転車両の運行を実施すること。なお、自動運転に対する社会受容性の向上を目的とし、自動運転に対する市民の理解やニーズ等を把握し、自動運転車両の利用につながる取組み等を実施すること。

ア 運行期間

令和7年12月から2週間程度とする。（準備運行除く。）

イ 運行ルート及び停留所

別紙を標準とし、発注者と受託者との協議により定める。

ウ 運行ダイヤ

発注者と受託者との協議により定める。

エ 乗車予約及び試乗

乗車予約システムによるものとする。また、運行期間中は一般試乗を行い、可能な限り多くの方が乗車できるようにすること。

オ オペレーター及び運転手

受託者は、走行に必要な資格を有する職員を配置する。

将来的な地元企業による自動運転車両の運行のため、地元企業を参画させること。

カ 運賃

運賃は無料とする。

キ レベル4運行に向けた調査・走行検証

信号の無い横断歩道での歩行者判断や停車車両及び障害物の回避など、運行ルートにおけるレベル4運行に向けた課題の調査・走行検証を実施すること。

ク 社会受容性の調査・検討

利用者に対して乗車後に運行内容に関するアンケートを実施すること。そのほか社会受容性の調査に必要なアンケートがある場合は発注者と協議を行い、実施すること。

(2) 運休

受託者は、次に掲げる理由においてのみ、自動運転車両を運休することができる。なお、計画運休にあたっては、あらかじめ発注者と協議し、突発的な運休にあたっては、速やかに発注者へ報告すること。また、その内容を記録し、発注者に事故報告書を提出すること。

ア 災害の発生又は天候の悪化等

災害の発生又は天候の悪化等により、自動運転車両の運行が危険若しくは困難な場合。

イ 交通規制等

走行ルート上における工事などの交通規制等により、自動運転車両が

運行できない場合。

ウ 車両不調

自動運転車両の不調により、自動運転車両の運行ができない場合。

エ その他

その他、突発的な事象等によりやむを得ない場合。

(3) 事故対応

受託者は、事故の発生により自動運転車両の運行を中断したときは、当該車両に乗車している旅客の保護に関して、適切な処置をするとともに、速やかに発注者に報告すること。また、その内容を記録し、発注者に事故報告書を提出すること。

3. 自動運転レベル4の社会実装に向けた提案

受託者は、本市での自動運転レベル4の社会実装に向けて、信号機の協調や路上カメラ等の導入について、本業務で得た走行データ等の情報をもとに実施内容を検討し、発注者に提案すること。

4. 報告書作成

(1) 自動運転車両の利用者数の報告

受託者は、自動運転車両の利用者数について1日ごとに発注者に報告すること。また、運行期間終了後には利用者数を取りまとめた報告書を提出すること。

(2) 走行データ等の報告

受託者は、本事業において収集した走行データ等について報告書を提出すること。

(3) 成果の報告

受託者は、上記報告も含め、本事業において収集したデータ、安全性、利便性、社会受容性、将来性、経営面、地域の移動手段としての代替性・補完性に関する検証結果及び発生した課題について整理し、来年度以降、自動運転技術を実装していく上で必要な対策や実施方針を検討し、成果報告書として業務実施報告書に添付して提出すること。

5. 打合せ協議

本業務では、業務の遅滞が生じないように、必要に応じ、業務進捗状況の報告や事務連絡等について適宜打合せを行い、本業務の円滑な進捗に努めるものとする。なお、受託者は打合せ協議記録を協議後速やかに作成し、発注者へ提出するものとする。

第5条（提出書類）

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 業務計画書
- (2) 工程表
- (3) 業務の管理者
- (4) 業務実施報告書
- (5) 完了届
- (6) その他の監督職員が指示するもの

第6条（引渡し）

成果品の検査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査合格をもって業務の完了とする。

第7条（成果品）

成果品及び部数は以下のとおりとする。

- (1) 報告書（走行時データ含む） … 2部
- (2) 業務完了までの会議録及び関係資料 … 一式
- (3) 上記(1)～(2)の原稿等電子データ（CD-R・DVD-R） … 一式
- (4) その他、発注者が必要と認めた資料 … 一式

第8条（その他）

- (1) 受託者は、この仕様書に定めのない事項であっても、業務の遂行上必要

な事項は実施しなければならない。また、業務の遂行上疑義が生じた場合は、必要に応じて、発注者と受託者が協議してこれを定めるものとする。

- (2) 委託料には、本仕様書で断りがあるものを除き、本業務の履行に係る一切の費用を含むものとする。
- (3) 受託者は、業務の遂行に際し、技術論文等の文献その他の資料を引用・参考とした場合には、その出典を明記するほか、納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、該当既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び仕様許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 本業務委託は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金（自動運転社会実装推進事業）を活用して実施することを想定していることから、同補助金交付要綱等に基づき適正に処理すること。

豊川市自動運転社会実装推進事業業務委託仕様書（別紙）

